

## 第2回津地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成15年11月18日（火）午後1時30分～午後4時30分

### 2 開催場所

津地方裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）

井熊信行委員，内田計一委員，佐々木光明委員，高口秀章委員，田中俊徳委員，堂前美佐子委員，中西和夫委員，林幸子委員，堀川清委員，前原捷一郎委員，松本純一委員，三宅統二委員（五十音順）

（事務担当者）

伏見民事首席書記官，堀部刑事首席書記官，竹内事務局長，岩上総務課長，金谷総務課課長補佐

### 4 議事

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）各委員から自己紹介

（4）意見交換テーマ「裁判とその審理期間」について

民事裁判手続の概要，裁判の平均審理期間及び審理の迅速化を図るための民事訴訟法の改正等司法制度改革についての説明（裁判所委員）及び意見交換  
意見交換の概要は以下のとおり

○ 裁判所の運営に関しては，裁判所が国民的な基盤の上に立っているかどうかといった批判も聞かれている。裁判所としては委員会での意見を聞き置くということではなく，積極的に対応したいと考えている。どうか遠慮無く意見を述べていただきたい。今後，委員会がどういう形になるかは未知数であるが，議論の中から見えてくると思う。

○ 裁判の長期化の要因を分析すると3つの原因が考えられる。1つは当事者弁護士サイドの問題，次に裁判所サイドの問題，それからそれ以外の問題である。

第一の問題は，当事者弁護士の準備不足である。例えば，医療過誤訴訟

で、事前にカルテの取り寄せもせず、協力医との相談もせず、本人の言い分のみで訴訟を起こしてくる。訴え提起後に協力医と相談したり、カルテの取り寄せ申請をしたりすることによって訴訟が長期化してしまう。この点については、訴訟提起前の準備の充実のために民訴法が改正されており、裁判前でも送付嘱託や調査嘱託ができるようになった。また、独立して証拠調べができるようになった。

次に裁判所サイドの問題であるが、解釈が難しい立法がされると裁判官が悩んでしまうといったことがある。また、裁判官は建築関係、医療関係や知的財産関係について知識が乏しいので、事件の内容を理解するのに時間がかかってしまうことがある。この点についても民訴法改正で専門委員制度が設けられることになっている。専門委員を活用して専門的知識を裁判官が補充するのである。また、知的財産事件を東京や大阪の大規模裁判所に集約することも考えられている。

また審理長期化のその他の要因として医療関係訴訟等で鑑定人の選任が難しいということがある。選任だけで1、2年かかってしまうこともある。この点についても医療訴訟関係懇談会、医療鑑定委員会、建築関係委員会等を設置し、各種専門家に鑑定についての理解を深めていただくような方策をとっている。当庁でも来年1月に医療訴訟関係懇談会を設置することを予定している。

- 当庁の長期化事件について、民事事件については裁判所委員から、刑事事件については刑事首席書記官から紹介させていただく。

(裁判所委員と刑事首席書記官が長期化した事件の事案の概要と長期化した主な要因について紹介した。刑事首席書記官は、刑事の否認事件については、検察側の書証(供述調書)が不同意となると、一人一人証人として尋問しなくてはならなくなるので審理が長期化する旨説明した。)

- 事件をやっている当事者からみれば、「こんなもんやで」といったところではないか。医療過誤事件では鑑定で時間がかかることはあるが、それ以外の単純な事件は1年くらいで終わればそんなものではないかなと思う。一般の方から見ればどうなのか。
- 民事の欠席判決の事件は1月くらいで終わっている。

- 欠席判決の事件は民事訴訟のうち2割くらいだと思う。
- 欠席判決の事件は、被告が事実を認めているケースと放っておくケースのどちらかである。対席事件は当事者が真剣に争う事件で、当事者の関係によっては長引くこともある。
- 長期化して誰が困っているのか。長期化することによって何が問題となるのか。また、長期化して困っている当事者のためにどういう手だてがとられているか伺いたい。
- 原告で損害を受けた人はなるべく早くと思っている。
- 事件が長引くのに生き甲斐を感じる当事者もいる。医療過誤訴訟について言えば、充実した審理なら多少長引いてもよい。結論がはっきりしているような事件については早期に和解勧告してほしいし、真剣に争っている事件ならば充実した審理をしてほしい。
- 一般的な感覚として裁判には時間かかるというイメージがあるのは、死刑判決が出るような刑事事件が原因だろう。オウム裁判などなぜ一審であれだけ時間がかかるのかというのが一般的な感覚だと思う。民事がどうだ、津がどうだとかいうことではなく、世間の関心を集める著名事件によって裁判は長いというイメージが与えられている。

また、法曹人口が少なすぎることも長期化の原因となっていると思う。司法制度改革のパンフレットを見ると、法曹人口を増やしていこうという動きがあるとのことであり、これは歓迎したいと思う。

ところで、裁判所は7月、8月に開廷しないが、2月も夏休みをとるのは普通の感覚からすると理解できない。一つの事件を週1回のペースでやることはできないのか。

- 夏の休廷期間は20日くらいである。しかも開廷していないだけで、その間に判決を書いている。
- 一つの事件で週1回開廷することになると、その事件が係属している期間はその事件しかやれない。私も事務員を雇っているが、事件を1件しか持てないとなると、私一人でも食べていけない。多くの弁護士は薄利多売で食っている。集中審理にすると、結果として金持ちしか裁判ができなくなる。

- 電話会議システム等の活用等で法廷での開廷回数を減らし、迅速な審理をするような努力もしている。
- 長期化した裁判を検証するシステムはあるのか。
- いわゆる裁判迅速化法が制定され、2年を超えて長期化した事件を今後、最高裁がいろいろな角度から検証調査して報告書を作成することになる。
- オウム事件は被害者が多くて8年かかったということだが、池田小学校の事件は2年で終わっているが、どのような違いがあったのか。
- 池田小の事件は本人が認めたからで、鑑定はしたが、立証を要しなかったのが理由である。
- どうして認めないのか。認めたら早く進むのに。
- 刑事事件で最初から認めるのは今では珍しいくらいである。「やっていない。」「関係ない。」と言うのが当たり前で、人権意識の高まりによって、悪いことをしたからごめんなさいというような例は少なくなっている。証拠がはっきりしている事件では認める供述に変える人もいて、否認のまま起訴する事件は少なくなっているが、警察と検察がどれだけ苦労しているかもわかっていただきたい。

オウム裁判では、やったことがはっきりしているのになぜ認めない、という声もあるが、誤りのない裁判をするためには証拠をどういう形で出すかという制約がある。例えば拷問によって得られた自白は証拠能力を否定するとか、長い年月をかけて誤判の原因を究明し、いろんなルールを積み重ねてきている。このようなルールの中で裁判をやっているのが長引くこともある。

- 刑事事件の場合、ごめんなさいと認めても、無茶苦茶な刑はないが、民事の場合、認めると相手から何をされるかわからない。権利の主張がまっとうなものかどうかで審理期間の長短に相違が出てくるのではないか。
- きちんとした主張があれば、裁判所が整理するので早く進む。争点がはっきりしている事件については強力に和解勧告してほしいと思う。

刑事事件はある程度時間がかかってもやむをえないのではないか。長引くことによって誰が困るかという点については、被害者としては精神的に早く終わらせてほしいと思っているだろうが、それ以外に刑事事件が長期

化しても誰もあまり困らないのではないか。とにかく無実の人間が死刑になるような誤判は絶対あってはいけない。

- 裁判員制度ができると裁判員をそんなに長期間拘束できないという問題もある。

検察側証拠が不同意となった場合が問題であるが、オウム事件の場合、医師の診断についてまで不同意とされてしまい、医師から尋問しなくてはならなくなり長期化した。その結果被害者が大勢いたにもかかわらず、訴因を減らすことになった。

- 司法取引はこれから日本でも導入されてくるのか。罪一等減ずることによってうんと言わせるアメリカの例もあるようだが。
- それで皆さん納得されるのか。否認した事件はみっちり審理をし、認めている事件については迅速に判決までいくということが必要である。今でも1回結審の事件はかなりある。
- 捜査を大事にしてほしいと思う。証拠をきちんと集めれば審理も短くなる。
- 司法制度改革推進本部のパンフレットに司法ネット構想について記載されているが、その中の公的刑事弁護制度は、現在まだ検討段階ではあるものの、刑事弁護を専門に扱う弁護士をプールし、弾力的に短い間隔でも期日指定に応じられる態勢作りが図られている。
- 一般の弁護士から希望を募って国選事件を割り当てている現状と大差ないのではないか。都市部では国選事件は若くて駆け出しのイソ弁が経験を積むために回しているが、地方では支部の管轄内に1, 2人しか弁護士がいないので、今後も過疎地では変わらないと思う。

今、東京や大阪で、日弁連が弱者対策のために開設しているような都市型の公設事務所が事件を受けることが多くなっていくと思う。地方の公設事務所と同じく日弁連が予算を組んで設置しており、ボスと若い弁護士何人かで事務所を設け、事件は事務所が受任し、弁護士は勤務弁護士のよう形となる。都会の貧しい人というのは地方の人よりもっと司法から縁遠いところにいる。その救済のための制度が都市型公設事務所である。

- 現在の国選弁護人と公的刑事弁護とはどう違うのか。

- 現在の国選弁護人は被告人段階のみだが、これからは被疑者段階から公的弁護を付けることになってくる。その費用については国が予算化することになる。

リーガルサービスセンターについては、公設事務所との違いのイメージがはっきりしないが、三重県では津と熊野に一つずつ設置し、熊野はひまわり公設事務所が兼ねることになるとの話がある。いずれにせよリーガルサービスセンターでは、国の予算で国が弁護士を雇って勤務弁護士が弱者の事件を一手に引き受けるといったイメージではないか。

私はそういうことはないが、通常弁護士は紹介者がないと相談も受けないことが多い。公設事務所やリーガルサービスセンターではそういうことはない。すべての人に開かれている。

- 弱者対策ということだが、一般の市民は弁護士の知り合いがないのが普通であるから、金があろうがなかろうが国に弁護士を選んでくださいということになるのではないか。
- 誰でも利用できるとなると維持していく負担が大変になるのではないか。
- 現在の法律扶助制度では年末になると予算がないということが起こってくるが、リーガルサービスセンターは国が設置するのだから予算がないとは言わないであろう。
- 弁護士数を増やす構想もあり、国民が弁護士を選択できるように間口が広がるということか。
- 弁護士との距離があるというが、現在でも、私は週に1日は市町村の社協とかに頼まれて無料法律相談をやっている。1人の相談時間は15分くらいでも、ある程度の示唆はできる。どこの市町村でも必ずどこかで無料法律相談をやっており、皆、そのことをよく知っている。現在でも、無料法律相談で話を聞いて、法律扶助の申し込みをアドバイスし、事件を申し立てるというシステムもできている。
- 司法ネット構想により、市民が気軽に法律相談できるようになり、公的刑事弁護態勢の整備により、刑事裁判の迅速化も期待できると思う。
- 裁判員制度を導入すると逆に裁判が遅くなるのではないか。
- 裁判の遅延につながらないよう検討中であると聞いている。

○ 審理期間の長い短いの主観の問題であり、個別的にこれは長引いてもよいから審理を早くしてほしいという事件もある。長いからダメというのではなく、これは長引いてもよいとか事後的に長引いた理由を監視する制度が必要ではないか。

○ そのために迅速化法では検証制度が設けられることになっている。

(5) 意見交換テーマ「訴訟費用の負担」について

意見交換の概要は以下のとおり

○ 民事事件では弁護士費用は各自が負担する。例外として住民訴訟では原告が勝つと自治体が原告の弁護士費用を負担することがある。

○ また、不法行為による損害賠償請求の場合、敗訴者に弁護士費用の一部を負担させる例もある。

○ 弁護士費用のすべてが敗訴者負担でよいとは言わないが、言いがかり的な訴訟で訴えられても、訴えられた方は忙しいから弁護士に依頼せざるをえない。原告の方は当事者訴訟だから金がかからない。言いがかりの訴訟では訴えられ損になるので、このようなケースだけでも弁護士費用が敗訴者負担にならないものかと思う。

○ 言いがかりのような訴訟は速やかに判決するしかない。

弁護士費用の敗訴者負担については、上訴審では導入してほしいと思う。地裁で公権的判断が出ているのだから、上訴審の弁護士費用くらいは敗訴者に負担してもらってよいのではないか。控訴審は続審とはいいながら、法律判断が中心になるのだから、本来弁護士が全件関与すべきで、濫上訴を防ぐためにもお願いしたいところである。

○ 医療過誤訴訟では、医者から「大丈夫ですよ。」「すぐ終わりますよ。」と言われていて突然死んでしまうわけで、遺族としては納得できないし、遺族の気持ちもわかるので、勝てるか負けるかわからなくても訴えを提起することになる。それが敗訴者負担だと訴えられなくなる。

それに濫訴を止めることはできないでしょう。訴訟が好きな人がいるんです。

○ アメリカ型の訴訟社会が成熟した社会と言えるのか。司法関係者が多い社会が良いと言えるのか。

- 良いとか悪いとか言っている時代ではない。一昔前には裁判外で揉め事を収める制度もなくはなかった。例えばムラの長とか。政治の世界でもそうであったし、行政官庁が司法で解決すべきことまで解決することがあった。今はそういう時代ではない。紛争の解決は司法でやらざるをえない。そのための基盤作りをやっているのであり、これが司法制度改革である。裁判員制度を導入すると、内心では無罪判決が多く出るのでは、との不安もあるが、そうは言われていられない時代である。国民の納得を得られないと捜査の協力も得られない時代になってきており、国民が主体的に関与する司法でなくてはいけない。
- 国民の声を裁判に入れなくてはいけないことは確かであるが、日本人の感覚からいって有罪無罪を多数決で決めるとなると違和感があるのではないか。
- 今の日本の裁判制度に対しては国民の信頼度も高いと思う。アメリカ直輸入の制度でうまくいくのか。今の司法制度改革は経済界から言い出されたことで、弁護士もまじめに競争せよ、同質性を壊せ、安くて使いやすい弁護士になれ、ということではないのか。それだけではえげつないので、司法の民主化を付け加えているような気がするが。
- アメリカのシン普森事件では陪審員制度のおかげで無罪となったが、アメリカの国民はこれを金銭で勝ち取った無罪と思っている。アメリカは金のある方が勝ついびつな社会になっており、裁判員制度を導入することで、検察の誇りが傷つくのではないか。
- 冷静な国民が判断すれば妥当な結論に落ち着くと思う。パフォーマンスに乗せられ判断を誤る非常識な人ばかりではない。先ほど、無罪が増えるのが心配と言ったが、これは手探りの状態から始まることを言ったのであり、後戻りできない状況になっている。
- 裁判員制度が導入されて専門家としてのプライドが傷つくのは裁判官ではないか。

刑事事件でも審理が長期化すれば費用がかさんでくるが、これは誰が負担するのか。
- 国庫負担となる。



- おかしいね。罪を犯す人間がいなければ，そのような費用もかからないのに。
- 敗訴者負担といっても，負けた人からとれない場合はどうなるのか。
- 何もない人からは何もとれないことになる。
- そのために財産開示の制度が導入されようとしている。

(6) 次回の意見交換のテーマの選定

- 医療過誤訴訟や建築関係訴訟では，今後，民事訴訟法改正により導入される専門委員を活用することになるが，そのための委員の選任や人材確保の方策についてご意見を伺いたい。
- 専門委員が充実した審理や審理期間の短縮につながるのであれば重要な問題であると思う。
- 専門家との連携ということを議論するのであれば，裁判所と一般市民との接点についての議論，例えば司法と教育の問題等についての議論もしてほしい。
- 次回の意見交換テーマは，「専門委員の開拓及び充実について」と「司法教育等も含めた一般市民と裁判所との関わりについて」とする。